

議案第五〇号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する條例の一部を次のように改正するものとする

昭和三十四年七月十八日提出

三朝町長 坂出 雅 己

原案可決

昭和三十四年七月十八日議決

東伯郡三朝町議會議長 加藤幸太郎



昭和三十四年三朝町條例第 号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する條例の一部を改正する條例

第五條第二項を次のように改める

之期末半当の額はそれれ前項の期日現在において報酬の月額に、六月十五日に支給する場合においては百分の六十五、十二月十五日に支給する場合においては百分の百四十を累じて得た額に支給日以前六月以内の期間におけるその者の在取期間に応じて左の各号に掲げる割合を累じて得た額とする。

一 在取期間が六月の場合

百分の百

二 在取期間が三月以上六月未満の場合

百分の六十

三 在取期間が三月未満の場合

百分の三十

附 則

この條例は公布の日から施行し昭和十四年四月一日から適用する

この條例施行前に改正前の條例の規定に基いてすでに支払われた給金は改正後の條例の規定による給金の内払とみなす